

第八回 国会 農 林 委 員 会 議 録 第 八 号

昭和二十五年七月二十八日(金曜日)

午後二時十二分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君

理事 足立 篤郎君 理事 野原 正勝君

理事 小林 運美君 理事 井上 良二君

理事 宇野秀次郎君 理事 遠藤 三郎君

小笠原八十美君 越智 茂君

川西 清君 河野 謙三君

中馬 辰猪君 平野 三郎君

八木 一郎君 大森 玉木君

吉川 久衛君 足鹿 覺君

木村 榮君 山口 武秀君

河口 陽一君

出席政府委員

農林事務次官 山添 利作君

委員外の出席者

農林事務官 山根 東明君

(畜産局長) 專門員 岩隈 博君

專門員 藤井 信君

七月二十七日

競馬法の一部を改正する法律案(千賀康治君外二十一名提出、衆議院第一〇号)の審査を本委員会に付託された。

同日

競犬場設置に関する陳情書(神奈川県高座郡相模原町湖野辺六百九十一番地藤布織造科大学長板垣四郎外一名、第二二七号)

農林電化に関する陳情書(広島市小町三十三番地中国地区農村電化推進協議会長三上唯雄、第二二九号)

森林協同組合法制定反対に関する陳情書(岐阜県農業協同組合不破郡部会長矢橋厚一郎、第二三八号)

農村経済の危機対策に関する陳情書(鹿児島市鹿児島県議会議長増田静、第二三九号)

林業関係資金対策に関する陳情書(九州各県議会議政関係常任委員長會議幹事福岡県議會議長第二經濟常任委員長奥村利雄、第二四二号)

高崎市等のひょう害に對し國庫補助の陳情書(前橋市群馬県議會議長高山和助、第二五〇号)

茨城県下の水害復旧対策費助成に関する陳情書(茨城県指導農業協同組合連合会長忍田政治、第二五二号)

耕地の災害復旧及び土地改良事業に補助予算増額の陳情書(京都市京都府議會議長岩本義徳外四名、第二五四号)

市町村農地委員会経費の国庫負担に関する陳情書(神戸市一都五府県議會議長會議代表山田平市郎外五名、第二五五号)

農地の交換分合経費国庫補助の陳情書(広島市広島県知事楠瀬常雄、第二五七号)

農業改良普及事業の強化に関する陳情書(広島市広島県知事楠瀬常雄、第二五八号)

農業救済対策等に関する陳情書(甲府市山梨県町村議會議長飯島和彦、第二七二号)

大樹村接地面有林解放に関する陳情書(北海道広尾郡大樹村長高橋新市外一名、第二八二号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

小委員及び小委員長の選任

競馬法の一部を改正する法律案(千賀康治君外三十一名提出、衆議院第一〇号)

畜産に関する件

〇千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

この機會に、昨日の委員会において委員長に一任せられておりました、公共事業小委員を御指名いたします。

宇野秀次郎君 岡崎 勝男君

小笠原八十美君 越智 茂君

川西 清君 中馬 辰猪君

中垣 國男君 橋谷仙次郎君

平野 三郎君 八木 一郎君

大森 玉木君 吉川 久衛君

足鹿 覺君 木村 榮君

河口 陽一君

なお小委員長には八木一郎君を指名いたします。

いま一つ申し添えますが、理事並びに他の小委員長諸君は、この公共事業施設小委員会に臨時出席になつて、他の委員と同様活動していただくことを認めるということをお願いしておきます。

これより昨二十七日日本委員会に付託になりました千賀康治外二十一名提出、競馬法の一部を改正する法律案を議題といたし、審議に入ります。

その前に御了承願つておきたいことがあります。それは本案の提出者が千賀康治外十七名となつておりました。が、これは二十一名と訂正になりましたので御承知願います。

それではまず本案の趣旨について、提案者の説明を求めます。遠藤三郎君。

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二條中「横濱」の下に「中京」を加え、「十二箇所」を「十二箇所」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〇遠藤委員 それでは私からただいま御審議を願います。千賀康治外二十一名提出、競馬法の一部を改正する法律案につき、提案者を代表して提案理由の説明をいたします。

中京地区に國營競馬場一箇所を創設することを内容とする本法律案は、まづた同一趣旨をもつて去る第五及び第七回国会に提案を見たのであります。が、各般の事情よりいたしまして成立することに至らなかつたのであります。今回新たに提案いたしましたにつきましては、先回委員会において論議

され、御批判をいただきました諸点につきましましては、関係者等において十分な検討をとげ、本改正法律案の施行にあつて万遺憾のないよう措置を講じ得る確信を得ましたので、あらためて御審議を願ふこととした次第であります。

御存じのごとく、現行競馬法にありましては、國營競馬場は札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、横浜、京都、阪神、小倉、宮崎の十一箇所と相なつておるのであります。この競馬場の配置には非常な不自然がありま

す。東京から京都に至る東海道筋の中間地帯に、一箇所の國營競馬場を設けたい。競馬関係者にとりましては、これはかなりの不便が伴いますので、経費もそれだけ増高する次第であります。幸い、創設に御賛同を得ましたならば、馬主その他関係者にとつて、相当経費節約に相なる次第であります。

また競馬は、最近他の競技の圧迫によりまして、収入はいささか下降傾向を示しておるのであります。が、中京に模範的な競馬場を設置することと相なりますならば、地元愛好者の熱烈な要望にこたえ得ますと同時に、勝馬投票券の売却金額の増大により、国庫収入の増加に貢献し得ると存するのであります。

簡単であります。が、以上の諸点がこの法律案を提出いたしました理由の概要であります。何とぞ慎重御審議の

上、すみやかに御可決あらんことを希望する次第であります。

○千賀委員長 これより質疑に入りま

○野原委員 競馬法の一部を改正する法律案は、前の第七国会におきまして、大体同様な法律案が本委員会にかつたのであります。その際におきましても、一部を除きましてほとんど大多数の者が賛成をいたしまして、この委員会を通つたきわめて簡単な問題でありますし、格別質疑その他の必要はなからうと思つたので、すぐに討論、採決を願ひます。

〔質疑ありと呼ぶ者あり〕

○千賀委員長 お諮りいたします。ただいまの野原君の動議に對しまして、反対は山口君一人のようでありま

○千賀委員長 それでは山口君、お許しいたします。

○山口(武)委員 ただいまの提案理由の説明によりますと、前回の委員会におきまして論議された、あるいは批判されたことにつきましては、十分な検討を費して、万遺憾ない措置を講じ得るという確信を得ましたので、というやうなことが書いてあるのですが、これは前委員会におきまして共産党の言

か、それとも賭博の奨励になつておるのか、この点につきまして意見を出したはずであります。きわめてここでは明確に取上げられておりませんし、これに對する説明も何もございませんが、この点についての御説明をお願いいたします。

○小笠原委員 それでは私から御答弁申し上げます。その点はきわめて重要な点であります。競馬の目的はやは健康な娯楽を目的とするので、中京にその娯楽機關を置かぬといふことは不合理でありますから……あなたの御希望の通り繰り込んでおることとはもちろんであります。かように御承知願ひ

ます。

○木村(義)委員 県営競馬は、最近の狀態だと——私の方の県もそうですが、競馬場が二箇所あるが、競馬場がおらなくて商業にならぬのです。それに競馬場はほん／＼やるが、馬政改良とか、競馬の養成とかいふことも、どういふ御計画でおやりになるか。県営競馬なんか、当初におきましては、県の財政の補助というやうな名目でやり出した。最近においては自動車競走が始まつて、あそこへみなとられてしまつて、競馬場は管理もできないし、経営もできないという状態になつておる。だからそういうやうな方向に對しては、もう県営競馬の方は全部やめさす、そして國營競馬の方へ、國はだん／＼集中的にやつて、あとは全部やめさすというやうな方針かどうか承つておきたい。

○千賀委員長 委員長からちよつと

答えたいと思います。過去において、競馬場さえつくれればもうかる、それが國營であろうと県營であろうと、そんな考

えなしに、各県がやり出した。また戦災都市も競馬でなければならぬというやうに、非常にそういう時代があつたのです。私は当時から、戦災都市がやるなどということはもつてのほかであるといふ強い警告をいたしておつたのであります。時流の流れるところにあり方なく、地方競馬といふものが数くなり過ぎました。そのために競馬場がいくらふえても大体フアン数はそんなにふえるものではありませんので、地方競馬がこんなどいふ形になつて参りました。それと今一つは、競馬の控除率と自転車の控除率とでは一割の差があります。こういうやうな一割の差があつたのでは、娯楽機關である以上どうしても自転車の方へ寄り集まりやすいといふことは、これもいたし

方のない現実の事実であると思ひます。さういふわけで、今おつしやつた地方競馬といふものは、さびれる一方の趨勢であります。ところがここに提案になつておりますのは、県営競馬でなくて國營競馬でありまして、この國營競馬の配置が、どうしても中京方面に一つ足りないといふことは、以前から言われております。それでは國營競馬が二つも休場になつておるじやないかと云われるが、こういうことは、このごろに始まつたことではないので、すでに今から十五年、二十年前といふやうな古い歴史をもつて、國營競馬の設置に不當であるといふ所に設置されたものは、なか／＼開催不可能といふことであるので、それらが開催不可能といふことと、中京が適當であるといふことは全然別個の問題で、中京にできることは、いずれの点から見ても適當であらう、こういうこと

で提案いたしている次第であります。どうかその点御了解をお願いいたします。

○木村(義)委員 そこでこれを見ますと、中京と書いてございまして、中京と言ひましても廣うございまして、この所にできるか、候補予定地があれ

ば承つておきたい。

○千賀委員長 それについて申し上げ

ます。今までの候補地は名古屋をとりまく所で、條件を取入れて甲論乙駁の所が五つある。ところがその五つの所には相當に有力者がついておつたり、あるいは政治家がついておつたり、非常に深刻な競争があります。そのためになつたところへつくるということも不可能でありますために、今までのやうなことになるおつたのですが、これに對して私どもの意見と、参議院の岡田委員長や前委員長である楠見君の意見は非常に歩み寄つておるのであります。それはどうしても競馬を執行するのは政府である、どこがいいといふことをきめるのもその執行者の領分である。それが今までのやうなやつたのは、委員会がおれがきめるのであるといふやうな態度をとつたり、あるいは委員でもないのに、有力者がおれがきめろといふやうな態度でやつたから、それを参議院から強く批判を受けて、前回握りつぶしになつた。ところが今度はその意思もよく取入れまして、一切地元の方では運動を放棄していただ

く、同時にまつたく競馬をやるといふ執行機關の権限に属する部分は、全部政府にやつてもらうので、地元はその五つの中でどれを政府が取上げよう

と、將來一切ことを言わないといふことを、愛知県知事に誓約されまし

て、愛知県知事から私どもにも政府にも報告がありました。それによつて、今度は政府が一路競馬といふことを主にいたしまして、最も適當な所を一つどれをとつてもいいのだ、一番適當な所をきめ得るといふ素地がここに築かれましたから、ここに提案している次第でありまして、同時に前委員会及び今までの参議院の農林委員会心配されたことはこれで全部氷解をした次第であります。

○木村(義)委員 委員長の答弁を聞き

ますと、いふことにそうなるのだが、世間のうわさを聞くとそうではなく、何でも五箇所か四箇所の予定候補地をめぐつて、相當猛運動を申しまして、なか、争奪戦を始めています。しかもその中においても、千賀委員長が農林委員長に今度なつた關係上、特に有力な発言権を持つて、そして自分の予定しておるところに相當猛運動を展開している。何でもそこは鳴海といふ所で、ほかにもつと適當な土地があるといつたやうなことも承つております。特に猛運動を展開しておるというので、相當評判になつておるやうなことを承つておりますが、それはどうですか。

○千賀委員長 そういふやうな事實は

まつたくありません。それから前に運動のためにといふことは、いろいろうわさはあつたことは事実であります。うわが、ことに参議院はその点を心配されて、あるいは冷却期間をここに置けば、不正があればそこに浮び上つて来るはずだといふわけ、この前は握りつぶされた。それから一つの原因であります。第七国会から第八国会に移るこの期間が、これが冷却期間でありまして、その冷却期間を通じて、依然と

してどういふ問題も起つて来ない。これならば参議院は、どちらにきめようという事を政府が発案しても、安心できる時期に達している、こういう見方をせられておられますので、私の意見はこれもやはり参議院の前委員長、現委員長の意見と一致をいたしております。

○木村(参)委員　そこでこれは私が言わなくてもいいことかも知れませんが、とかくそうしたうわさがある中に、この法律改正案が千賀君外十七名と頭文字に書いてあると、私はよくい疑います。大体その名前をかえて、もつとほかの公平なる立場の代表を出して、その他多勢の中にあなたがお入りになつていふというならばかつこうがよいのですが、最初に書いてあつて大分うわさが高いのですから、政治的にもお考えになつたらどうですか。

○千賀委員長　せいん、やつておりますから、まずその点は想像に起因するものについてはお答えしがないのですが、現実として、私は俯仰天地に恥じざる信義を持つております。どうか御安心をお願いいたします。

他に御質疑はございませんか。

○千賀委員長　なければこれより討論に入ります。討論の通告がありますからこれを御許しいたします。山口君。

○山口(武)委員　日本共産党はこの法律案について反対の態度を明確にいたしました。前会この法案の前身のようなものが出まして、今回また出たわけでありましたが、私どもは前会のもとは本質的にかつていないと見ています。前会われ／＼がこれに反対したのでありますが、そのときの反

対理由と同一の理由をもつて反対したいと思ひます。皆さんにお気の毒です。同様にこれは繰返さないで、理由の説明はとりやめておきます。

○千賀委員長　これにて討論は終局しました。これより競馬法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千賀委員長　起立者多数。よつて本案は原案通り可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千賀委員長　異議なしと認め、さう決しました。

○木村(参)委員　さつき私がちよつと融れたのですが、大体馬の養成ということに対しては、政府はきわめて不熱心である、私どもの方の県では、小笠原さんあたりが知つておられると思うが、有名なハツコーという馬が入つてくる。これは全国で優秀な種馬として英国から入つて来たもので、二十四才か何かで大したものです。これが種がついたならば子だけが五万四千、六十万円と評価されるようになる。そういうものを農林省の方から委託されて置いていますが、補助金というものは鼻くそほどの少ないのです。これは天然物みたいなもので国宝的存在です。せつかくのそういうものを放置しては、相当自分の費用を払つてこれを保護育成をしなければならぬ、ああいふた遠隔の地ですから、実際間

題としては種づけにもよく来ません。また相当管理もむずかしいのですから、そういうものはもう少しあなたの方が御調査なさつて、保護育成するようなことをやつておかぬと、ただ競馬場をこしらへておきにはびこらせるようなことをやつたのでは困る。こういう点はどうか。

○山根説明員　競走馬の資源についてほとんど国としては力をいれていない。そのために競馬場は次々にできるけれども、りつばな競走が行われないうちが、その点につきましては、私も一部何と申しますか、率直にそういう事実を認めざるを得ない現状であると思ひます。一つには、申し上げるまでもないかと思ひますが、馬全体に対するこうした施策が、終戦後いろいろの関係で非常にむずかしくなつたわけでありまして、特に競走馬について、国が御期待になつておられますような助成の仕事をするということが、許されない現状があつたのであります。が、そういうふうな関係で、ただいま申しましたような実情になつておるわけでございますけれども、私どもとしては、競馬をできるだけりつばなやつて行きたいという念願を持つておるわけでありまして、そういう見地から馬資源の育成につきましては、許される範囲内において、できるだけのこをいたしたい。今後においては競馬場はたくさんできるとしても、競走が行われぬというふうな事態の起るだけないよう、馬資源の育成について努めたいという気持は持つておるわけでありまして、競馬において、御承知と思ひますが、勝馬を生産いたしました生

産者に対する賞金というふうなことも、これは引続いてやつておるわけでありまして、そういうふうなわけであります。全然考えていないという事ではありまぜん。いささか十分でないという御批判に対しては、最初申しましたように、私どももさうであらうというふうな考えでございまして、この点につきましては、ただいま申し上げましたような気持で今後進んで参りたい。かように考えております。

○千賀委員長　これより畜産に関する件を議題といたします。この際畜産に関する小委員長より発言を求められておりますから、これをお許しいたします。遠藤三郎君。

○遠藤委員　私はこの際畜産小委員会の経過の内容の報告をしておきたいと思ひます。

畜産小委員会は、七月二十日に第一回委員会を開会いたしました。爾来連日委員会を続けて参りました。この委員会において畜産に関する各般の問題が討議されておりますが、なかんずく第一の問題として、畜産予算の問題が強く要望されております。御承知のように、畜産の予算は二十五年度におきましてわずかに六億七千万円、農林省全体の予算は四百二十七億になつておるに、これに比べますと一割余にしか当らない。これは今後の日本の農業におきまして、畜産が農業の根幹ともなるべき重要な産業でありながら今までの政府の畜産に対する施策というものが、まことに貧困である。この点について、小委員会としてはきわめて不満の意を表明しております。この畜産に対する政府のきわめて冷淡な態度

に対して、その結果をいたしまして、今日畜産業は、あらゆる面において危機に瀕してゐるのではありません。この危機に瀕してゐる具体的な事例について、実証的に各方面の問題を指摘しておきます。

その第一の問題として、政府は二十四年度に畜産の振興五箇年計画を立てました。そして戦後のいわゆる縮小生産に転換して来た農業を、拡大再生産にするための基本的な施策は、畜産の増殖という考えから五箇年計画を策定いたしました。その計画の普及、奨励をして参つたのであります。この着眼点はまことによかつたのであります。その結果をいたしまして、日本の農村におきましては、各地区において畜産業が非常に進展して参りました。ものによりましては、戦前の水準を突破するほど回復をして参りました。この増殖に相対して、政府の施策が一つも進んでおらないために、畜産業は非常に窮地に迫り込まれておる。その第一の問題として、飼料の問題であります。畜産をどんどん奨励していながら、飼料対策をひとつもやつておらない。まず第一に飼料問題として最も大きな問題は、農地放草が行われまして、牧野が農地として開放されて来た。従つて、飼料が畜産の方面から取上げられて行つたのであります。これに対して政府は、飼料対策というものの根本的な施策をひとつも持たなかつた。第二の問題としては、主食の供出が非常にやかましいのであります。その供出に裏打ちをするような、飼料の自家保有の問題を当然考へてやらなければならぬのでありますけれども、これに対しても政府は

一つもと言つていいほどの施策を持たなかつたのであります。その結果として、飼料は非常に不足になつて参りまして、飼料の値段がどん／＼上つて来る。特に最近におきましては、飼料の統制を解除いたしました。そして飼料の買受けは自由にできるようにしたものでありますけれども、飼料の供給面に対して政府が何らの手を打つておらないために、飼料の値段はどん／＼上つて来る。そのために畜産経済というものは非常に苦しくなつて参つております。これに対して政府はひとつも手を打つておらないと言つてもいいのであります。この点は、小委員の各位が非常に強く指摘しておるのであります。これは政府としても銘記しておいていただきたいものの一つであります。

第二の問題としましては、畜産物の取引の問題であります。どん／＼畜産が増殖され、牛乳その他の畜産品も増産されて参りましたけれども、これに對する取引の機構の考慮がひとつも払われておらない。そのために、今きわめて小規模の増産ではありますけれども、ただちに過剰生産のような状況を呈して参りまして、畜産物が暴落をしております。その結果としましては、家畜の値段までもどん／＼下つて参りました。かつて十萬四程度しておつたような乳牛の子供でも、今日三萬四程度に暴落して来ておるのであります。その原因はどこにあるかと申しますと、畜産物及び家畜の取引に関する施策をひとつも政府はしていないのであります。こういうような状態におきましては、畜産物の値段がどん／＼下落して、飼料の値段は上つて行き、畜産

経済というものが破綻するのは当然であります。これは畜産関係の農民としては、放置して置くことができない問題であります。この問題についても、政府は特に注意を払つておつていただきたいと思つております。

さらに一つの大きな問題としましては、畜産物の消費の拡大の面でありまして、御承知のように、いまドッジ・ラインのきびしい試験の前に、農村は非常に苦しんでおります。いわゆる有効需要はどん／＼縮小されて参りまして、そして需要の減退の形になつて現われて来ておるのであります。その結果が畜産物の価格の下落を来すような結果になつておるのであります。この消費の新しい面を開拓するということも、これは個々の農民がよくない得ないところでありまして、これは当然政府が、しかるべき施策を講じなければならぬものであります。それにもかかわらず、こういう問題に対しては政府は何らの手を打つておらないのであります。まことに畜産を冷淡に扱つておると言つても過言ではないと思つておられます。このままにしておきましたならば、畜産は壊滅する以外にもうたどる道はないと思つております。

第三の問題としましては、金融の問題であります。金融の面につきましても、畜産金融は、他のあらゆる産業の金融に比べましても、最も苦しい状態を現わしております。農業方面における金融が非常に詰つておることも、御承知の通りであります。なかならず回転の遅い畜産業のようなものに対しては、現在の金融機構においては容易に金融してくれない。家畜をほし

という農家があつても、これを買うべく必要な資金はなかなか融通が得られない、こういう問題に対しては、政府は積極的にこれを取扱つておらないのであります。全国の三百万の畜産農家というものは、非常に不濟を持つておるのであります。金融面に対しては、政府は特別な考慮を払わなければ、畜産農民の信を得ることはまったく不可能であるというように、私は思つております。政府は食糧の増産につきまして、二言目には食糧の自給度を高めるということを言うのでありますけれども、この食糧の自給面の強化をはかることはまことにけつこうでありまして、私どもも双手を上げて賛成するのでありますけれども、しかしながら、食糧の自給度を高めるその根幹はどこにあるかといへば、これは畜産の増殖以外にはない。さらにまた国民の食生活の改善をはかる場合におきましても、蛋白質糧源の最も大きな分野を占めるのは、これまた畜産であります。そういう見地からいたしまして、お念仏のように政府は食糧の自給、食生活の改善というのをいいながら、その実態をなす、その原動力をなすところの畜産に対して、何らの施策を講じておらないというのが現状だと思つておられます。これらの点について、小委員会としては非常に強く要望し、強い議論をしておることを、この際中間報告をしておきたいと思つております。

私どもは、この小委員会の議論のうちに、この態勢を挽回するためには必要に応じて畜産局の機構の拡充の問題も議論に上つております。なおこれらの問題を解決するために、多くの

の財源を必要とするということは、これはもちろんであります。その財源の問題については、幸い畜産局におきましては、あるいは競馬の問題あり、あるいは競犬の問題等あつて、これを同時に運営して参りますならば、比較的財源に恵まれておるのであります。この競馬機構の検討あるいはドッジ・レーン等を新たに設置する等の問題につきましても、委員会としては極力これを応援し、これを推進いたしまし、畜産行政の進展に寄与しよう。幸い新しい農林大臣を迎えたのであります。御努力をお願いしたい。委員会としては極力これを援助し、そして畜産の増殖、畜産業の進展のために、総力を傾注して行きたいというような議論をしておるような次第であります。これが大体畜産小委員会におきまして、今まで議論になりました要点のおもなるものであります。

なおこの小委員会としましては、これらの問題を一々具体的に取上げまして、その具体的な問題の解決に力を合せて進んで行こうということを、申合せております。御了承願ひたいと思つております。

なおこの際、最後に一言つけ加えておきますが、最近聞るところによりまして、あるいはオランダから三十万ポンドのパターが輸入されるというような問題があるようでありますけれども、さなきだに畜産品の過剰に悩んでおられます現状におきまして、パターの輸入をするようになりまして、パターは国内におけるパターの値段を急激に暴落をいたさせまして、それでなくとも破綻に瀕しようとしている畜産業

に對して、それはさらに拍車をかけるものであります。これに對しては反對の意見を表明するのであります。

さらにまた、最近大豆かすの輸入の問題をめぐつて、政府の内部におきましても、安い大豆かすを輸入しますならば、今公団が持つておるところの大豆かすの値下げを来しまして、そうして公団の経理に赤字を生ずるおそれもあるということ、大豆かすを輸入することを阻止せんとするような議論が、政府内部に行われておるということを聞くのであります。この点につきましても、今飼料の値段が高くて悩んでおる畜産の現状からいたしまして、ならば、これを阻止しようという議論に對しては、絶対に反対であるという意向が現われております。このことをもつけ加えて申し上げまして、簡単にありますけれども、小委員会の中間的な報告といたします。

○千賀委員長 お諮りいたします。畜産小委員長藤澤三郎君の発言を、農林委員会は了承するに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千賀委員長 御異議なしと認めます。了承するに決しました。

○千賀委員長 これにより畜産に関する件を議題といたし、質問を許します。小笠原君。

○小笠原委員 これは大臣の御出席を願つて、畜産の重要性にかんがみて、一切今農大臣の責任において解決をつけるように申合せがあつたのであります。が、きようは何時ごろ御出席するか。きようはおそれいとお話もあつたが、そうすれば明日午前からも大臣

の御出席のもとに、畜産の議論をとりまゝになるつもりか、委員長の御意向いかがですか。

○千賀委員長 お答えいたします。きょうは困難だろうという情報がありまゝですが、まだ会期のあります以上、必ず大臣に出席をしてもらひまして、あなただけの十分御意思のあるところを御検討願ひたいと思ひます。

○小笠原委員 それでは、大臣が見えなければ、總括的な問題はあつたわけにして、今次官も見えておられますから、一応畜産局長と二人で聞いていたでいて、お考えのあるところを御答弁願ひたいのです。先般私は畜産局長に資料の要求をしたところが、その資料が来ましたが、前回の資料にもそういう問題が出ていたという事で、せつかく前の資料も調べて持つて参りましたが、こんな資料では畜産五箇年計画も何も、政府としての方針はあまり大したものじゃない。まず馬の問題から申し上げるが、馬といへば、ただ一年に百万頭増の増産計画、今年は百十三万頭、来年が百十五万頭というふうな数字が出てくるが、こんなことじやとてい畜産五箇年計画というものは盲目計画である、これを改めなさいという事なんだ。第一馬といつても、農馬もあれば、戦馬もあり、競馬もある。競馬の中にもサラブレッドあり、アラブあり、こういうことなんだ。しかばその戦馬はどこに何頭いるか、都市に戦馬は幾らいるか、農村に幾らいるか。戦後のように、あんなに食糧がきつうくつて飼料がないときは、三箇月に一頭ずつ倒れたが、今日は飼料は非常に潤沢で、三年平均の生半は保てるのだ。しかば今日都市戦

馬はどれほどいるか、農村戦馬はどれだけの戦馬か、それだけに充たすにはどれだけの戦馬がおつて、それに配合するに種牡馬がどれくらいいるかというところがはつきりして、それでこれが行くのだという事の計画がなければならぬはずである。また農馬はどういう体形であるか、これは元の軍馬そのまゝの型を奨励してはだめで、国有牧場の廃止もそういうところから起るのだ、農馬といふものは、どんな子供でも操縦できるような馬でなくてはならぬ。それを目的とするならば、その体形はどういうものであるか、そしてそれが何頭必要なんだという計画が盛られなければ、馬としての畜産五箇年計画の目的は達せられない。競馬だつて、今競馬場に反対する共産党の木村君からさへも、あゝい有力な意見が出る、競馬場ばかり多くしたつて馬がなければだめだといふことは、これはもつともな話で、その点私も同意だ。一体競馬をやつて勝馬に奨励金をやつてゐるが、それは大部分牝馬の方に行つてゐるけれども、木村君も言つたように、とにかく種牡馬の大切なことを忘れてゐるようなことじや困るのだ。そこで、競馬場が何箇所あるか、健全な競馬をやつて国民の娯楽機関といふものを法律によつて定める以上、特にこれを国有でやる場合に、どれだけの資源をどういふふうにして獲得するかという計画がなければ、国有競馬はできない。その問題も盛られておらぬが、それではとても畜産五箇年計画はだめだ。畜産局長、あなたは役牛とは何のことかわかるか、役牛と乳牛の境目がどこにあるか、それをあなた講釈できるか、局長はで

きないでしよう、われと思わん者は手を上げて下さい。一体わが国の農村のようには、まだ乳牛などという技術が發達してゐないところには、牛といふものは、あらゆるものから乳をしぼるのだという觀念を与えなければならぬ。黒牛は役牛だ、あるいは短角は役牛だ、ホルスタインは乳牛だといふ觀念を持つてゐるが、そんな觀念を持つてゐるから失敗するし、探算がとれないで、バターが向うから入ると暴落すると言つて大騒ぎするのだ。それが全部の牛から乳がしぼれることになれば、探算はとれるし、農村も非常によくなる。これを、こんなことを区別するから間違ひが出来るので、それは区わけがつくものじやないのだが、そこで役牛といふものは、實際乳が何升以下しかしぼれないのは役牛だ、それ以上しぼれるのは乳牛だ、その乳牛はどのような種類の牛をいふのだといふことを、ちやんの調べてからならぬ。牛の五箇年計画だつてだめです。そういうことをよく研究なさるためににはもう少しわかつた連中の委員会を開かなければならぬ。そんなことは何もわからぬ人間をひつぱつて来て、あれは畜産の代表だと言つておるが、それだけはやめて、實際乳をしぼつた体験のある連中を集めて相談するようにならなければ、委員会をこしらえてもだめだ。とにかく實際問題を言つて、畜産局長を初め議長連中も技師連中も、昔の軍馬を扱つたような頭を改めて、ほんとうに今の農村の経済に即応したことを研究した連中を集めて、しっかりと研究しなければ、とてもこれはだめだ。

こまかいことをはじくつて言うときりがないから、總括的なことを言うが、金融問題について、今遠藤小委員長から中間報告をして詳しく申されたが、第一漁業の方には漁業手形というものがあつた、畜産手形というものはない。これは畜産局長はもろろん、われわれといへども責任を負わなければならぬが、漁業手形があつて畜産手形といふものがない理由はなほはだ。中金あたりでは畜産に融通するわくなんといふものは、畜産といふものは一体何を言ふのだというようなきめ方だ。畜産のわけのわかつたのは一人もいやない。それで中央金庫に金を貸せなくて、へんなそろばんだけ置いてゐるから、とてもたまつたものではない。あれを監督する次官であるから、これは相當に畜産の頭のないような者が、あの頭で理事だなんて言ふ次第でなことをよく教えてやりなさい。そこがほんとうの監督の使命だ。ただそろばんをはじいて、利子をとる。あとはボーナスをたくさんわけることばかり。そんな理事であつてはだめだ。ほんとうの農村の民主化と農村の事業の發達といふものは、あらゆる部門から見てもそれを検討し、公平な金融をすることによつて、あの農林中央金庫といふものは立たなければならぬ。それを見過してやらなければならぬ。今畜産手形といふものは落度がある。手形なら何かわくがあるのかといふと、一つもない。一銭一厘たりとも金融の道がない。予算は、次官御承知の通り、畜産といふものはいくら持つて行つたつてだめだ。ことにひどいことは、今伝言と称する伝染性の血毒する馬の病気があつた。その馬の病気を研究するた

めに、ある獣疫調査所で相當な要求をしてゐるにもかかわらず、あの大蔵省といふものは、農林省の會計でもそうだ。大蔵省は馬のことにはわからぬから、これはいいじやないかといつて、これを創ること三十年継続だ。それだから今になつても病源がわからない。馬の半分が病氣にかかつて大騒ぎを始めたが、これは何の原因かといふと、研究費が足りない。馬の病氣を研究するのにモルモットを持つて来てやつてゐる。感染しない動物を持つて来て振りまわしてゐること十年続いてゐる。こんなことでどうして、畜産の振興なんといふことができるか。これは大蔵省の方では何もわからぬ。農林省の會計の方もわからぬ。會計の方が畜産局長よりも強い。だから會計の方に行つてびしやん。大蔵省の方に行つてびしやん。それが今日の農民の不幸を見るに至つた原因である。その不幸は農民ばかりではない。政府がこのようにして、今大きな財源によつて解決しなければならぬ場面に到達したといふことだ。従つて馬産、畜産の關係にある人が、よく熟慮をもつて当らなければならぬから、次官といへども、この点はよく認識して、今回はこゝろを、破れたのを食いとめることに、相當な御尽力を願わなければならぬといふ時期に到達したのであるから、この点は事務半分、政治半分であるから、次官も局長も、よくお考えになつてやつていただきたい。あとは農林大臣が来たときに、よく全部のことに対して申し上げることにするから、この点どう十分お願いいたします。

○千賀委員長 ほか御質疑はありませんか。井上良二君。

○井上(良二)委員 これは小委員会の方でもよく御検討されておることであるが、これは農林次官の山添さんに特に御意見を願ひ、農林省全体としても、わが国の食糧政策を農村経済というこの面から、検討を加えてもらわなければならぬ時期に来ておると私は思う。と申しますのは、非常に食糧が不足いたしました戦時戦後の混乱から、やつと最近、国際的には農産物は戦前の水準に回復して、過剰生産の現状に入つて来ておる。そういう状態から考えますと、日本のような過小農制のもとでは、とうてい国際市場に對抗できない事実をわれわれは認めなければなりません。そこでどうしても、日本の農業を国際的な水準に高めることのためには、まず農家の経済を安定さすということが何よりも必要であります。同時にわが国の国民の食生活の面から見ても、農林省が従来とりまされたのは、主要食糧政策といえますが、主要食糧に対する農業政策が全体の大きな部分を占めておりまして、今お話になりました畜産政策でございまして、か、あるいは、衣料政策でありますとか、こういう面がほとんど問題にされておらないというところに、今日わが国農業の転換期に對して、きわめて重大な問題として論議されておると思ひます。そこでわが国のような過小農業経営のもと、しかも多数の農村人口をかかえておられますところは、どうしても畜産を相当大々的に取入れまして、一方農業を有畜化するともに、農村工業への一つの道を畜産の面で開

いて行く。それがまた一方国民の総合食糧の上で、栄養の高いものが配給される、こういう線を出して行かなければならぬ。これはもう前から私もやかましく叫んでおりますけれども、農林省の予算を見ましても、依然として食糧特別会計に占めますところの老大な予算、同時に農政局を中心とする、またその他農林省全般の施策を見ましても、主要食糧——米麦を中心とする穀類の食糧増産に全力が注がれて来ておる。これは、私は今日直さなければならぬ段階に立つておると思う。きょう午前中公園の小委員会でも、食糧の内容についていろいろ検討を加えておりましたときに、現に食糧ではこの五月末に約九万トンに近ところの配給不適品を出してあります。さらに十萬トンに近いもの粉、及び澱粉をかねて込んでおる。これを今日かりに消費価格十キログラム四百四十五円に計算をいたしますと、実に八十九億という莫大なものが、一般消費の総合配給用として配給されずにおるわけです。これは重大な食糧の責任だと思ふ。もしこれだけのものが配給不適品になり、一般総合配給にまわらないでやみからやみに葬られておるといふこの事実を、われわれが知つた場合、これだけの金をもし畜産なりあるいは油脂資源なりに投じて行きますならば、どれほどわが国は明るい食生活になり、またそれによつて農家経済が潤うかという、この一つ問題を取上げてみても、われわれはそういうことを気づき得るのです。ましてや政府は年間にわたつて三月も四月も食糧を手持している。そういう状態から考へて、この際ひとつ新年度の予算編成にあつて、思ひ

切つて今遠藤さんからお話がありました蛋白給源、脂肪を増産するという手を、私は打たなければならぬと思ひますが、これは当然農家経済を安定し、国際的な競争に大刀打ちして行くところの、ひとつの基礎を築く土台でありますから、こういう点について、大転換をやる方向をお考え願ひえようか。農林次官の所見を伺いたいと思ひます。

○山添政府委員 ただいま井上さんのお述べになりましたこと、同時にその事柄は遠藤さんが報告されました中にもございまして国民の食生活、栄養構成の点から考へて、また食糧の増産と申しまして、今日の段階に参りますと、肥料は御承知のように相当回復して参りました。今後は地力の方から生産を高めて行かなければならぬ、こういう段階に参つております。そのことは、同時にまた畜産と結びついた関係がある。こういうわけであります。お述べになりました趣旨につきましては、私どもさう考へておるわけでありまして、何分今日までの状況におきましては、少し前までは家畜に食わせるよりも人間が食う方が先でありました。そこで農業生産の中に、おきまして、事前割当というふうな制度によりまして、もつぱら主食中心に参つたのでありますが、今後は国内の食糧自給度を高めることの方針は一つありますけれども、その目的を達するためには、農業生産全体の立場でやらなければならぬ、そうでなければまた増産効果も期し得ない、こういう段階に来ておるのであります。従つてお述べになりましたような趣旨でやつてゆきたい。しかしその事柄はいわゆる

大転換ということではないのではないのであります。自然に——自然といひますか、今日の段階に参り、かつ農業経営上自然な方向に即しておるのでありますから、そういう意味において、合理的な発達の方に行きたい、こういう考へであります。

○井上(良二)委員 そこはあなたと私の考へ方の相違といひますか、見方の相違かも知れませんが、私は今日少くともわが国の農業は大転換を必要とする時代に来ておると思う。でないとわが国の現在の農業生産様式をもつて、現在の農業経営形態をもつて、国際的な市場競争に大刀打ちできないと思ふ。これをどう大刀打ちせようと思ひますか、大転換をせずして、あなたはどうして大刀打ちせようとするのでありますか、これを一つ伺ひます。

○山添政府委員 それは現在ではまだ、表にしまして米にしましては、相当海外価格が高いのであります。早晩これが逆になるであろうということには予測をいたしておるのであります。その場合におきまして、国の政策として、日本の農業経済並びに農業生産を維持する確固たる、何と申しますか、価格保障という言葉で言われておるのであります。そういうことを中心とする政策をやつて行きますことは当然のことでございますが、しかしそういうことだけにたよるのでなく、元来生産費の低下ということが長い目で見ての基本問題であることは当然であると思ひます。しかし日本の農業事情としまして、経営をまつたかえらるという意味でありますか、大きな経営にして行くということは、これはできないことは申すまでもないの

であります。これは土地と人との関係からしまして……従つてそれに対応する手段といたしましては、協同化を進めて行くということと同時に井上委員の御指摘になりました経営内容を多角的にまた高度にして行く、そのことによりまして、生産性を上げると同時に、農村における加工工程を伸ばして、農村の所得を多くする、こういう方向で行くのであります。その事柄はいずれも合理的に従つて行くのであります。私は合理的にステップ・バイ・ステップで進むという意味で、大転換というふうな言葉を好まない、こういう意味であります。

○井上(良二)委員 この際特に承つておきたいのは、今期もあとわずかに迫つておりますので、この休会中に政府は新年度の予算の審議を決定することになり、大蔵省との折衝が始まると思ひます。私はこの前の委員会でも申し上げたのでありますが、例の競馬による政府納付金のうち、その三分の一を畜産奨励のために使わなければならぬということが法律に規定してある。しかるに本年度予算にはこれが少しも適用されてありません。少くとも二十六年度の新年度予算にはこの競馬から上つて来ますところの政府益金の三分の一以上を畜産の奨励に使うということについて、農林省としては自信がございまして、これは畜産局長並びに次官に伺ひたいと思ひます。

○山添政府委員 事務的な点について私からお答えいたします。あの法律の適用の問題につきましては、しばしば井上委員から御指摘がありまして、当時私からもたびたびお答えをいたしたのであります。私どもの考へ方が依然

として御納得いただけていないような様子でありまして、その点は私もはなはだ遺憾に思っております。来二十六年度の予算においては、少くとも井上委員のお気持ちを反映できるように予算が組めるかどうかという点でございますが、実は御承知のように競馬の売上げが毎年不振でございまして、来年度の競馬の予算はまだ確定はいたしておりませんけれども、私どもの手元で推算いたしておりますところによりますと、昨年なりあるいは本年の収入見込みあるいは収入実績としてしばしば御報告を申し上げました二十数億、あるいは十数億というあの数字よりさらに下まわりました、大体十億を超えましてはあまり多く超えない程度の数字ではないかという予想がたゞいまのところは立つておるわけでありまして、従いまして、これらの三分の一という数字は、いわば今日になりましては、率直に申しますと、実は問題にならない非常に少額な数字になるわけでありまして、この際私どもとしましては、もちろんあの法律の趣旨を決して念頭から離すつもりはないわけでありまして、けれども、あの数字にとらわれないで、しかもお話が出ました趣旨に沿って、来年度の予算はたゞいま計画いたしておるというような事情でございます。

来ないというような状態になつたのは、これはどうにもならぬ。それで私どもの考えておりますのは、まず最初に農業協同組合なり畜産協同組合なりの協同組織の全国的な一つの統制のもとに、これを都市の国民健康保険組合員に對して、国家が加工あるいは金融あるいはまたその配達、輸送等に対して、相当の補助をいたし、また一方国民健康保険組合の方でも、組合員の健康を維持するという見地から、これに相当の補助をする。つまり農家がつかりましたところの牛乳あるいは鶏卵あるいは牛肉、こういうものを都市の保険組合員に對して、きわめて安く、きわめて新鮮なる大量なものを配給できるように組織を完備する。こういうことがうまく行きますならば、相手が国の畜産の前途は明るいものがあるのではないかと。今日の保険組合は単に診療施設あるいは医療施設、こういう病氣になつてからのことだけをやっておりまして、病氣にならない対策、病氣にしない施設というものが十分行われていない。これから少くとも国家が社会保障制度を拡充し、あらゆる保険制度を充実する上において考へなければならぬのは、国民の健康をどう維持するか、病氣になつて莫大な診療費を国が使うというよりも、病氣にならないような対策が必要でありまして、これと今の畜産とをうまく結びつけますならば、相当明るい面が出て来ると私は思ふ。この両方の組織、つまり都市の健康保険組織と農村の協同組織と結びつけることが、絶対にこの際必要でないか。こういうことに對して特に新年度から、現在畜産価格なり加工物の価格が下落をして非常に問題になつてゐるときでありまして、

そういふ新しい一つのルート、取引の道を確立して、農家が安心して増産に努め、また一方はそれによつて経済的な負担を軽くし、健康を保持して行く、こういう面ではやつていたがたい。そうではないとこれが、少数の人に買ひ占められたり、あるいはこれが思惑に使われたりして、実際必要な労働大衆にはこれが食糧に供せられず、くだらない方面に使用されていくということから考へて、ぜひこれをどういふ面に直結させる必要があると考へまして、どういふ対策をお考へでございましょうか。

○山根説明員 畜産物の消費なり取引の点につきましては、これも確定はいたしてございせんけれども、私も考へまして、来年度の予算においては、相当力を入れた施策を講じたいと考へております。ただいまお述べになりましたような、都市の健康保険組合と農村を直結するという考へ方も、この前私直井上さんの御高見を伺つた問題でございまして、新しい予算が実現しました場合に、新しい予算が実現したようにして取入れるかという点については、今後私どものもとにおいて、研究をいたして行きたいと考へております。その節さらには、有益な御意見を御聞かせ願ふこともあらうかと思ひます。

○千賀委員 他に御質疑はございせんか。——ないと思ひます。

○千賀委員 此の際公団に関する小委員より肥料配給公団に對して政府

に質疑をしたいとの申出があります。これを許します。河野謙三君。

○河野委員 公団に關する小委員におきまして、特に肥料公団の廃止に際しまして、最近政府の持つてゐる態度について、はなはだ不可解なものがある、言葉をかえるならば、議會輕視のうらみがあるということが、委員一般の聲であります。これをさらに具體的に申すならば、公団は政令によりまして廃止することのできることは当然であります。その措置について不当な点はないのでありますけれども、たまたま議會開会中でありまして、しかもこの公団廃止にあたりまして、廃止前後のことに廃止後におきまして、諸種の困難な問題がたゞさん残つております。失礼でありますけれども、政府の今とつてゐる公団廃止後の措置において、はたして消費者たる農民に、向う一箇年間安心して肥料を使い得るだけの措置がとれるかどうか。また肥料の生産者に対して、はたして安んじて肥料生産に邁進できるだけの措置がとられてゐるかどうか。これらの点について非常に疑問があるものであります。これらの点につきましては、少くとも法的には一片の政令をもつて廃止できるといたしまして、議會開会中でありまして、當委員会に對して、進んで農林省は公団廃止の善後措置について詳細なる説明をされ、さらに委員の意見を求むべきが當然である。これが公団小委員会の意見であります。

この機会に私は、問題になります二、三をお尋ねいたしますが、たとえ公団を廃止いたしまして、向う一箇年間の肥料の需給關係がどういふふうになつてゐるか、これに對する政府の

見通し等は當然説明あつてしかるべきと思ひます。さらに、自由取引のうちにございまして、肥料のごとき農村の必需資材にございましては、當然政府として責任をもつて市價の安定方策をとるべきであります。この肥料價格についていかなる用意があるか。たとえばいかなる値段をもつて最高とされ、いかなる値段をもつて最低とされるか。最高となつた場合にはいかなる処置をとられるか、最低の値段にやつた場合にはいかなる処置をとられるか。これらについても當然用意があるか。と思ひますから、御説明あつてしかるべきだと思ひます。同時に、この最低最高の中間のいわゆる適正價格は、政府はいかなるところをもつて適正價格とされるかということも、進んで説明され、進んで發表されまして、一般農民に肥料の適正價格はかようなところであるということを、十分農民の納得行くように御發表あるべきであると思われるかと考へます。なお公団の廃止に當りましての八十萬トンもしくは九十萬トンといわれるストックにつきましては、いかなる方法によつてストックされるか。昨日の本委員会においても、委員長を通じて大蔵省に警告を發したのでありますけれども、今大蔵省がとつてゐる買取り方法の一部には、かつて起りました空焚木炭と同じようなことを、公然と大蔵省はやつてゐる。肥料の担保もとらずして、肥料のメーカーに、からの肥料について十数億の金を融資するということを、しかも公然と得意になつて大蔵省の事務當局は発表してゐる。こういう奇々怪々なことがある。これらのことについても、いかなる方法によつて買取りをされる

か、また買い取つたものを、今後一箇年
いかなる方法によつて保管されるか、
いかなる方法によつて放出されるか。
これらも当然私は発表あるべきだと思
う。なお最近いろいろ問題になつてお
ります、いわゆる公団の不正事件であ
ります。この事件についても、一旦司直
の手にかかつているとは申しながら、
当委員会においては、すでに昨年の暮
からこの公団の不正事件は取上げられ
ておる。しかもその当時政府は責任を
もつて、公団に不正はないという答弁
をされておる。ところが事實は、当
委員会が昨年の暮に指摘したことま
つたく同じような事實が、ここに現わ
れている。これらの点についても、過
去の農林省の答弁の適當、不適當をい
まさら追求するものではありませんけ
れども、最近のこの公団の不正事件に
ついては、少くとも進んで、これまた
当委員会に報告あるべきだと思ふ。
新聞に伝へるやうに、数億の不正な金
がここに取引されているということだ
あれば、この不正の事實に對する穴埋
めは、いかなる方法によつてやるか、
いかなる用意があるか、これまた当然
に当委員会に報告するべきことであ
る、このように考えます。これらのこ
とについて、本日大臣もお見えになつ
ておりませんが、政務次官もお見えに
なりません、肥料について非常に精
通されておる山添さんにお尋ねすれ
ば、一番よくわかるのでありますけれ
ども、山添次官に御答弁を願うことは
適當でないから、あえてこの席で御答
弁を願おうとは思いませんけれども、
別の機会に、明日なり三十一日の日
に、進んで政府から、この肥料公団廃
止に伴う、以上申し上げたような点に

ついて説明されて、われ／＼を通じて
全国の農民に、今後向う一年間の肥料
の見通しを、十分明らかにされるとい
う措置をとつていただきたい。これを
公団小委員会における委員諸君の意見
を代表いたしまして、私からお願ひい
たします。

なおもしおさしつかえなければ、こ
の機会に肥料に最も精通されている山
添次官から、御答弁願えたいへん仕
合せであります。

○千賀委員長 山添次官は後刻よく精
査してから答弁をすと言つておりま
す。

他に御質疑がありますか。なけ
れば本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十一分散会

〔参照〕

競馬法の一部を改正する法律案(千
賀康治君外二十一名提出)に関する
報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕